

東かがわ市住民税課税者の扶養世帯(非課税世帯等)臨時特別給付金(3万円)申請書(請求書)
(未申請世帯)

受付印

支給市区町村 (※令和5年12月1日時点の市区町村)
東かがわ 市長殿

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 誓約・同意事項 全ての事項を確認し、☐にチェック(✓)してください。☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 東かがわ市住民税課税者の扶養世帯臨時特別給付金(以下「本給付金」という。)の受給要件に該当します。
※本給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
・住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯である。
・令和5年6月1日時点の世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が課税されていません。
・世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申請者である者はいません。
・同様の要件の低所得者向け3万円の給付金(※)を本市以外の自治体で受給していません。
※自治体により、給付額が異なる場合あり。
- ② 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するために必要な、前住所地での給付金の受給の有無、住民基本台帳情報及び税情報等の公簿等の確認や資料の提供を、市が他の行政機関等に求める又は提供することに同意します。
- ③ この申請書は、東かがわ市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取扱います。
- ④ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月29日までに、不備が補正されない場合は、給付金が支給されません。
- ⑤ 本給付金の支給後、本申請書記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

3. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座)

以下のいずれかのチェック欄(☐)に✓を入れてください。☐ 7万円給付金の受取口座☐ 上記以外の振込口座を希望 (口座情報を下欄に記入してください。)

(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東かがわ市福祉課(電話0879-26-1228)にお問い合わせください。

表面も必ずご確認ください